

おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領

(目的)

第1条 おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度は、事業者等が、事業活動等を通じて、積極的に府内の食品ロス削減に資する取組を行う際、大阪府(以下「府」という。)が、これらの取組に協力・支援するとともに、事業者間の情報共有や共創を促すことにより、府内における食品ロス削減の取組及び啓発の促進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 事業者等は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 法人登記を行っていること。なお、個人事業主の場合は、税務署長に個人事業の開業届出書の提出を行っていること。
- (2) 府内において食品ロス削減に資する取組を実施又は担当していること。

(手続き)

第3条 事業者等は、おおさか食品ロス削減パートナーシップ申出書(様式第1号)(以下「申出書」という。)及び年間活動計画書(様式第2号)を府に提出する。

- 2 府は、事業者等と活動内容について協議をする。
- 3 府は、活動が適当と認めた事業者等をパートナーシップ事業者(以下「パートナー」という。)とし、おおさか食品ロス削減パートナーシップ決定書(様式第3号)(以下「決定書」という。)を交付する。

(事業者等の制限)

第4条 府は、前条の規定にかかわらず、事業者等(法人の場合、法人の役員を含む。)が、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、パートナーとして決定しないものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政治活動、宗教活動を行う者又はそのおそれのある者
- (5) 府の指名停止措置を受けている者
- (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (7) 府の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(取組)

第5条 パートナーは、以下の活動を実施することとする。

- (1) パートナー自らが行う食品ロス削減のための取組
 - (2) 府が取り組む食品ロス削減のためのキャンペーンや調査などの協力
- 2 パートナーは、以下の活動の実施に努めることとする。
 - (1) 他の事業者等との間で行う食品ロス削減の取組に関する情報共有又は連携・協力した活動の展開

(報告事項等)

第6条 パートナーは、毎年、府が求める期日までに年間活動報告書・計画書(様式第4号)を提出し、府に活動内容を報告する。

(変更の申出)

第7条 パートナーは、次に掲げる項目に変更があった場合は、速やかに変更届出書(様式第5号)により届け出なければならない。

(1) 事業者の名称

(2) 代表者の氏名

(3) 所在地

(ロゴマーク)

第8条 パートナーは、第5条の活動に活用するため、府が別途定めるロゴマークを利用することができる。なお、ロゴマークの利用に関する一切の権利は府に属するものとする。

2 府は、パートナーによるロゴマークの目的外使用を発見した場合は、パートナーに対しロゴマークの使用停止を求めることができる。

(情報発信)

第9条 府は、パートナーの名称と活動内容(計画、実績等)をホームページに掲載するものとする。

2 府は、パートナーの活動内容等を他のパートナーへ情報提供することができる。

(連携した取組の休止)

第10条 府は、パートナーが第4条第5号、第6号、又は第7号のいずれかに該当するときは、府とパートナーが連携した取組を休止することができる。

2 前項に基づき、連携した取組を休止されたパートナーは、休止されている間、次の各号に掲げる制約を受けるものとする。

(1) 「おいしく食べきろうロゴマーク」にかかる使用の停止

(2) 第5条第1項第2号に規定する府が取り組む食品ロス削減のためのキャンペーンや調査などにかかる協力の停止

(3) 前条に定めるホームページでの掲載の停止及び報道提供等による情報発信の停止

(解消)

第11条 府は、パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップを解消することができる。

(1) 第2条の資格を満たさなくなったと認められるとき。

(2) 第4条に規定する各号に該当すると判明したとき。

(3) 第5条の活動の実態が認められず、今後も活動することが認められないとき。

(4) 第8条第2項の目的外使用が認められたとき。

2 パートナーが、パートナーシップの解消を希望する場合は、解消申出書(様式第6号)を府に提出する

ことにより、解消できるものとする。

- 3 前項に基づき、府がパートナーシップを解消する場合は、府のホームページ等の掲載情報を削除したことをもって、パートナーを解消したとみなす。

(補 則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は府が定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 18 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 10 月 6 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 12 月 4 日から施行する。

おおさか食品ロス削減パートナーシップ申出書

年　月　日

大阪府知事 様

(申出者) *

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職・氏 名

おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度の趣旨に賛同し、大阪府と協力して食品ロス削減に取り組みたいので申し出ます。

1 事業者の概要

業種（事業内容）	
ホームページアドレス	
担当者連絡先	住所：(〒 -) 部署名： 役職名： 担当者名： E-mail： 電話番号： FAX：

2 添付資料

- ・様式第2号（年間活動計画書）
- ・会社案内等、事業者の事業内容がわかる資料
- ・これまで食品ロス削減に取り組んでいる場合は、その資料

- 「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領」の第4条に該当しません。
- 大阪府とのパートナーシップを食品ロス削減の目的以外に使用しません。

*申出者として、大阪府内の取組を所管・統括する者も可とする。

おおさか食品ロス削減パートナーシップ

年間活動計画書

年 月 日

1 年度の活動計画

	実施時期・期間	活動内容	活動場所等
公開 (府ホームページ掲載) 可能			
公開不可			

※活動内容は、URLの記載や資料(チラシ等)の添付でも可。

2 担当者の連絡先

部署名

役職名

担当者名

E-mail

電話番号

おおさか食品ロス削減パートナーシップ決定書

第 号
年 月 日

(申出者) 様

大阪府知事 印

年 月 日付けで申出のあった標記については、おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領第3条第3項の規定により、パートナーシップ事業者に決定しましたので通知します。

おおさか食品ロス削減パートナーシップ

年間活動報告書・計画書

年　月　日

大阪府知事 様

(提出者)

所 在 地

商号又は名称

代表者 職・氏名

おおさか食品ロス削減パートナーシップについて、今年度の活動報告、来年度の活動計画は下記のとおりです。

記

1 今年度の活動報告

	実施時期・期間	活動内容	活動場所等
公開 (府 HP 掲載) 可			
公開 不可			

大阪府とのパートナーシップを食品ロス削減の目的以外に使用していません。

2 来年度の活動報告

	実施時期・期間	活動内容	活動場所等
公開 (府 HP 掲載) 可			
公開 不可			

※活動内容は、URL の記載や資料(チラシ等)の添付でも可。

4 担当者の連絡先

部署名

役職名

担当者名

E-mail

電話番号

おおさか食品ロス削減パートナーシップ
変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

(提出者)

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職・氏 名

おおさか食品ロス削減パートナーシップについて、申出内容の変更を届け出ます。

1 変更内容（該当するものに○を記入するとともに変更後の内容を記入してください）

() (1) 事業者の名称

() (2) 代表者の氏名

() (3) 所在地

2 変更時期

3 担当者の連絡先

部署名

役職名

担当者名

E-mail

電話番号

おおさか食品ロス削減パートナーシップ解消申出書

年　月　日

大阪府知事 様

(申出者)

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 ・ 氏 名

おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度実施要領第11条第2項の規定により、パートナーシップの解消を申し出ます。

1 解消希望日

年　月　日

2 解消の理由

3 担当者の連絡先

部署名

役職名

担当者名

E-mail

電話番号